

綾川町

農業委員会だより

第 20 号

令和 8 年 3 月

発 行

綾川町農業委員会

TEL 087-876-5283



も

農業委員・農地利用最適化推進委員を紹介します・・・・・・・・・・・・・・ 2

く

綾川町農業委員・推進委員担当地区について・・・・・・・・・・・・・・ 3

農地の貸借には香川県農地機構を活用しましょう！・・・・・・・・・・・・ 4

じ

農地の貸借方法が変わりました！・・・・・・・・・・・・・・ 5

公社は、遊休農地対策に取り組んでいます。・・・・・・・・・・・・・・ 5

農地の転用には県知事の許可が必要です！・・・・・・・・・・・・・・ 6

農業委員会による食育活動・「連作障害回避の取組例」について・・・・・・ 7

知って得する農業者年金・・・・・・・・・・・・・・ 8

陶



福家 範行
陶(中原)



滝川 廣男
陶(庄屋西)



三好 直樹
陶(辻ノ岡西)



横井 博美
畑田(向山)



末長 憲二
畑田(中筋)



会長職務代理者
國重 義廣
千疋(大谷上)

山 田



金滝 耕治
山田上(南山)



川西 正廣
山田上(宮地下)



西川 謙三
粉所(猿飼)



藤重 英子
萱原(上西下)



松内 利和
北・萱原(有岡中)



丸尾 説男
滝宮(喜来西)



中島 美紀
山田下(内間)



松岡 正広
山田下(台)



羽床上・牛川

長尾 清
羽床上(中尾)



東 分

長川 富雄
東分(四歩市下)



西 分

笹川 武義
西分(浦田東)



羽 床

佐藤 裕子
羽床(大坪)

農業委員を 紹介します。

農業委員は地域農業者の代表で、農地等に関するよき相談相手です。何なりと地元の農業委員にご相談ください。任期は令和9年7月19日までです。

陶



大芝 博信
陶



香川 秀範
陶



片岡 等
千疋



長尾 豊弘
千疋



三好 正晃
畑田



高崎 浩之
畑田



福家 棟貴
陶



原 拓也
陶



羽 床

楠原 徳大
羽床下



羽 床

鈴木 博文
小野



滝 宮

大野 政則
萱原・北



滝 宮

津村 剛志
滝宮

推進委員を 紹介します。

農地利用最適化推進委員は、農業委員と連携して、担当地域において、農地等の利用の最適化(①担い手への農地利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進)の推進を図るための現場活動を行います。

羽床上



岡田 幸彦
羽床上・牛川



泉谷 幸一
羽床上・牛川



岡田 行夫
西分



岡田 峯男
東分



藤本 浩二
山田下



山口 守
山田上

粉 所



中内 義男
粉所



森本 廣隆
粉所

綾川町農業委員・推進委員担当地区

(令和9年7月19日まで)

地区	氏 名		担 当 地 区 (小 字 名)							
	農業委員	推進委員								
昭 和	國重 義廣	片岡 等	矢坪谷	矢坪	下大谷	猫谷	国ヶ坪	六反地原	土橋竹谷	中大谷
			上大谷	貝ノ谷	露口	柿木原	蔵下	堀切	北谷	札場西原
			上千疋西原	上千疋東原	小屋谷	不馬入	常行池			
	末長 憲二	高崎 浩之	中原	落合	川北	東富川	西富川	北原	西遠田	東遠田
			節付	土仏						
			北尾	西谷	山原	羽間	西原	中植	中筋	永谷
陶 瓦	横井 博美	三好 正晃	実光	下井	大皿	徳田上	南原	生子	徳田下	森兼
			奈良須池	茶円原	向山	南谷	生子	徳田下	森兼	本村
			川向	泉田井	藤原岡	後久				
	福家 範行	大芝 博信	新開	南馬酔木	寄町	北森末	南森末	平松	重清	原田
			国古	田所	辰巳					
			有信下	向原上	向原北	団子出	下向井	中尾	大坪	上ノ原
滝 宮	丸尾 説男	津村 剛志	東飼野	井上						
			下大橋	西村北	定兼	萱境				
			東原	中原	日原	北内	川北東	宮藪	田池	道南
	藤重 英子	大野 政則	道端	宮前	上ノ坊	澁市				
			福家 棟貴	川北西	十瓶山	山原				
			福家 棟貴	庄屋	猿王西	猿王東	丸山	北山田西	北山田東	鷺尾山
羽 床	佐藤 裕子	楠原 徳大	九十原							
			武徳	北川西	北川中	北川東	有岡	前川原西	前川原東	大山
			上ノ原	道北	下川原	井手下西	井手下東	井手上	俵百	本村北
	藤重 英子	大野 政則	本村西	本村東	本村中	上川原	菊楽	鞍掛		
			北	下所	南					
			川西(陶)	堂床	丸山	松崎上	松崎下	小田原木	大喜来	藤尾
粉 所	西川 謙三	森本 廣隆	横山	中原	川西	西山	宮ノ北	鴻巣	滝	原井田
			東田井	大池原	南原	菰池原	岡ノ御堂	岡田井	山田	
	中内 義男	森本 廣隆	菅原地区							
			横山	松谷	福向	山間	白梅	浦山	津頭	脇
			脇	堤下	原	川下中	山添	井手下	井手上	城下
山 田	川西 正廣	山口 守	東谷	奥谷	大林	川原谷	平芝	川津	長利	清永
			石内	丸川	大谷	湯船				
			峯ヶ内	西峯	北山	西山	竹本	東竹本	西川北	東川北
	松岡 正広	藤本 浩二	北横谷	南横谷	東本谷	西本谷	東下和田	西下和田	美和田	平田
			東仲和田	林ヶ谷	岡	大原	向原	国時	宮地	西田万
			田万	井手上	東朽木	朽木	森清	西朽木	池ノ奥	一ツ橋
東 分	中島 美紀	金滝 耕治	西田尾	西本谷	相口始	美之谷	相口	柿佐古	西始	
			庄坂	日吉	山神	白土	坂川	砂田	小屋谷	堂免
			田尾	小谷	若狭	木戸浦	長相	桜谷	上王地	諏訪成
	長川 富雄	岡田 峯男	北地	西小野	東小野	南小野	吉原谷	萩ノ谷	下田井	笹谷
			樽谷	永富	貞重	横谷	浦谷	信常	岡田井	北小野
			上地頭	下地頭	深田	上新名	信ヶ原	宮谷	桑内	北桑内
西 分	笹川 武義	岡田 行夫	新名尾	サス谷	赤羽	菅之道上	立石	向山	小丸	新名
			廻当	唐戸谷	川成	林境	木地伐	笹ノ丸	影	大下
			龍頭谷	藤川	高山	獅子鼻	動割谷	山犬谷	末子所	西ノ谷
	長尾 清	岡田 幸彦	一ノ谷	孫浦	宮下	日浦	弘法			
			鎌手	中鎌手	上鎌手	岡の坊	寺の内	遠郷	遠郷上	清成下
			清成上	柳谷	正末	川北	俊則	市谷	田項	栗原
羽 床 上・牛 川	長尾 清	岡田 幸彦	青谷	栗原上						
			阿部	鷲安	山王	松熊	正司	天神	内又	北代
			久保	内間	秋野	箱谷	四十八	高鷲	慎田	城山
	泉谷 幸一	岡田 幸彦	藏廻	市場	北山	末則	桜本	池田	長田	
羽 床 上・牛 川	長尾 清	岡田 幸彦	山田地区							
			山田地区							
			門定	奥谷	奥谷下所	大山田	国弘	大山田下所	国弘中所	国弘下所
	長尾 清	岡田 幸彦	上佐古	菖蒲	菖蒲中所	四歩市	高岡	友行	土井	土井上
			末国	祐久	宮地	友定	石原	谷々	萩戸	角尾
			高山	矢谷	慎谷	九十谷	西長柄	東長柄	東山	大峯谷
羽 床 上・牛 川	長尾 清	岡田 幸彦	東山	大峯谷	大峯上					
			高尾	境場		小川	大峯	古畑	西常清	常清
			浦田	梶羽	向山	松本	北谷	浦田中所	榎田谷	畦浦
	長尾 清	岡田 幸彦	石浦	楠東谷	楠西谷	青井谷	下青井谷	正五郎	土井原	
			池浦	堂谷	東浦谷	牟礼	菰池	大行	堀岡	千行
			公議谷	谷奥	松尾	大相	横倉	東開	岩下	西開
羽 床 上・牛 川	長尾 清	岡田 幸彦	西谷	青浦	岩角	角ヶ内	山の上	大小屋	曲木	本曲木
			牛之子堂	宮前	猪尾	西行道	大空	行道	藤川	
			大柳	井手下	川原	戸塩	道東	是清	矢谷	道西
	長尾 清	岡田 幸彦	池谷	助真	今滝	梅樹	西蓮	足原	為成	畑小尻
			百浦	大谷	兜	長谷	安帽子			
			宗戸	横井	川原	天尾	大塚	泉谷	内間	野岡
羽 床 上・牛 川	長尾 清	岡田 幸彦	坂脇	辰口	小原	長谷	小松	大星	小原	信谷
			室上	室中	大谷	萩尾				
	長尾 清	岡田 幸彦								

農地の貸借には 香川県農地機構 を活用しましょう！

農地貸借の仕組み

香川県農地機構が、離農や規模縮小される方などから農地を借り受け、規模拡大、新規就農等のために借受けを希望している方に貸し付けます。

農地を貸したい人

例えば…



借受け

公益財団法人

香川県
農地機構



貸付け

農地を借りたい人

例えば…



●綾川町農業委員会 (087-876-5283)
●県農業経営課 (087-832-3408)

●(公財)香川県農地機構 (087-816-3955)

令和7年 農地の賃借料情報

令和7年1月から令和7年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりとなっております。農地の賃借料を決める際の参考としてご利用下さい。

公告された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	使用貸借	備考
綾上地区	7,777円	12,000円	3,000円	146	23	
綾南地区	6,730円	14,000円	5,000円	302	48	
綾川町平均	7,070円			448	71	

借り手農家には助成金があります。

ただし、賃借料が5,000円/10a以上または、米30kg/10a以上で設定されている場合に限りです。

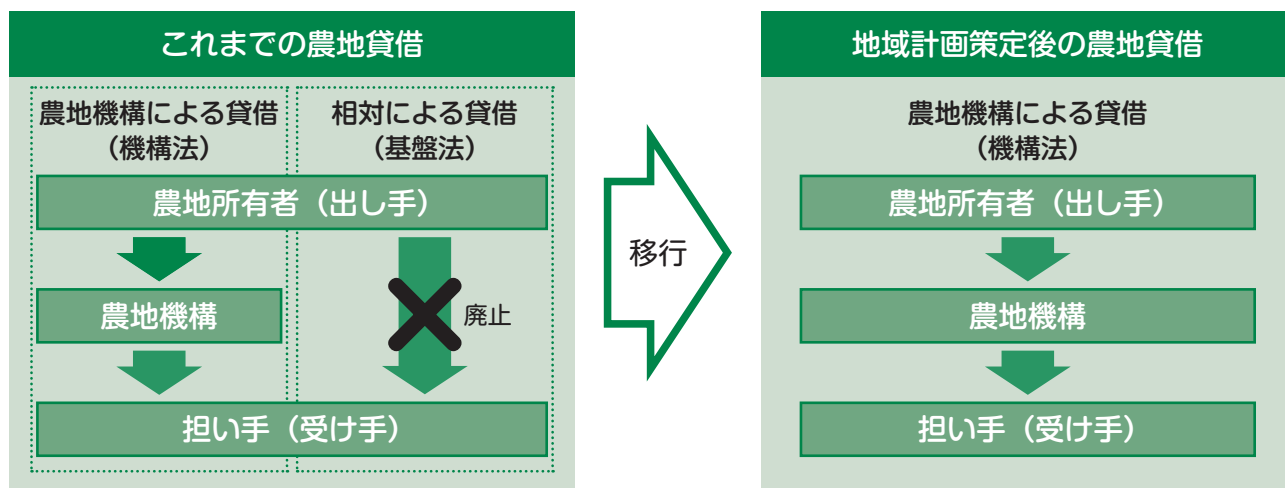
①綾川町農地流動化促進特別対策事業	
3年以上の利用権設定	15,000円/10a
6年以上の利用権設定	30,000円/10a
10年以上の利用権設定	50,000円/10a
②綾川町条件不利地特別対策事業	
3年以上の賃借権が設定され、中山間直接支払い制度の補助金を受けず、面積が1,000㎡未満の農地を借受けた者	30,000円/10a
③綾川町遊休農地解消対策事業	
遊休農地を3年以上借受け又は取得し、遊休農地を解消した者	30,000円/10a

※賃貸借期間の途中で解約する場合には、助成金の返還を求めることがあります。

農地の貸借方法が変わりました！

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、「利用権設定事業（いわゆる相対での農地貸借）」が廃止されたことから、令和7年4月（地域計画策定後）からの農地貸借は「農地中間管理事業（農地機構を介した農地貸借）」になりました。

利用権設定事業（相対）で行われていた貸借の更新を行う場合は、農地の受け手が「地域計画（目標地図）」に掲載されていれば、引き続き同様に貸借を行うことができます。掲載がない場合でも、地域計画（目標地図）を変更すれば貸借を行えます。



公社は、遊休農地対策に取り組んでいます。

【遊休農地の管理受託】

公社では、農業委員の方々が毎年実施している遊休農地調査などを参考に、「遊休農地を解消したいが、自分ではできない」という農家の方の手助けをするために遊休農地などの維持管理作業を受託しています。

ただし、管理を受託する場合、畦畔の草刈り等の管理は所有者の方でお願いをします。

なお、農地に雑木が生えている場合や、公社所有の農業機械が進入不可能な場合（道幅が2m未満）など、条件によっては受諾できない場合もありますのでご了承ください。

また、管理料として年間1,000㎡あたり5,000円が必要になります。

詳細についてお聞きになりたい方は、公社事務局までお問い合わせください。

【農業機械のレンタル事業】

公社では遊休農地の解消を図ることを目的として農業機械レンタル事業を令和5年度から開始しております。

貸出し対象となる農業機械は、24馬力のトラクター（1日当たり5,000円/税抜）と6馬力の管理機（1日当たり2,000円/税抜）です。貸出しには条件がございますので詳細につきましては公社事務局までお問い合わせください。

※基本料金以外にも利用状況によっては別途料金が発生します。

※24馬力トラクターを公道で運転する場合には普通自動車免許証が必要です。

※その他については下記公社までお問い合わせください。



（クボタトラクター FT240/24馬力）

〒761-2392 綾川町滝宮299番地 綾川町役場経済課内
 有限会社 綾歌南部農業振興公社 TEL 087-876-9680
 FAX 087-876-3120

農地の転用には県知事の許可が必要です！

農地を宅地や道路、山林、資材置場、駐車場などの用地にすることです。
一時的に農地を農地以外の用途に利用する場合も許可が必要です。

農地法第4条申請

農地の所有者自らが転用を行う場合です。

農地法第5条申請

他人の農地を転用する場合です。

《許可申請の手続きはどのような？》

- ★ 転用申請の手続きについては、農業委員会へ事前に相談してください。
- ★ 農業委員会に申請書を提出しますと、委員会は書類審査と現地調査を行い、農業委員会総会で意見を決定し、意見書を附して県知事に進達します。その後県知事が許可をすれば申請人に許可書を発行します。
- ★ 農業委員会への申請書の提出締め切り日は、毎月5日、例外として12月分は11月30日です。いずれも締め切り日が土、日、祝日の場合はその前の開庁日となります。

申請農地が、「地域計画に位置付けられている場合」や「農用地（農振地域）の場合」は、下記①、②の手続きが必要となります。

- ① 地域計画の変更（概ね2か月）
 - ・地域計画の変更手続きが必要になることを町に申し出し、変更手続きを行います。
- ② 農用地利用計画変更（農振除外）（概ね4か月）
 - ・農用地利用計画変更申出書を町に提出して行います。
ただし、申出書の提出前に、所有地一覧表を作って、事前協議が必要です。
農家に係る申出（農家住宅や分家住宅の転用）については、**年間で4回（4月、6月、8月、10月）**に受付します。
事業関連の申し出については、**年間で2回（4月、8月）**受付します。
下表は、農振除外の申出を経て、転用申請までの流れを示しています。

令和8年度（事業関連：年2回、農家関連：年4回）

農振除外町受付		農振県受付		転用町受付		転用県受付	
農家(事業)	4月	→	5月	→	6月	→	7月
農家	6月	→	7月	→	8月	→	9月
農家(事業)	8月	→	9月	→	10月	→	11月
農家	10月	→	11月	→	12月	→	1月

※5年毎に実施する農業振興地域整備計画の変更手続きのため、受付月は上記の通りとなっていますので、ご注意ください。

農地の無断転用には、厳しい罰則があります！

- ★ 無断転用には、県知事が工事等を中止させ原状回復命令を出す事が出来ます。これに従わない場合は、

最高3年以下
の懲役、

または

300万円
以下の罰金

に処せられます。

農地の適正な管理について

農業委員会では、遊休農地の把握や違反転用防止のため毎年8月頃に農地調査を行っております。適正な管理を怠ると、雑草の繁茂や害虫の発生を招き、火災など防災上の危険もあり、周辺住民や隣接の耕作者に迷惑となりますので、適正な管理をお願いします。

また、再生可能な遊休農地に見受けられた場合は利用意向調査を行っています。場合によっては、課税強化が行われる可能性があります。

農業委員会による食育活動

町内の小学校2校を対象に、食農教育の一環として町特産の食材を使った料理教室を実施しました。7月9日には町立羽床小学校の2年生15名が、7月10日には町立綾上小学校の2年生26名が参加しました。

この活動は、農業や綾川町産の野菜により興味を持ってもらおうと、女性農業委員が中心となって平成22年から行っているものです。

当日は、農業委員会の笹川会長から農業と地産地消の大切さを話した上で、料理を開始しました。笹川会長をはじめ、女性農業委員である佐藤委員、藤重委員と、羽床・綾上地区の農業委員、推進委員が手伝いを行いました。

作った料理は米粉のピザ、イチゴミルクジュース、ブドウ大福の3品。ピザは、児童の育てた野菜や地元産の野菜をたっぷり使い、イチゴミルクジュース、ブドウ大福にも、地元産の“さぬきひめ”や“ピオーネ”を使って作りました。

児童たちは出来上がった料理を元気に頬張り、「おいしい」「また家で作りたい」と笑顔で話してくれました。



町立羽床小学校



町立綾上小学校

県内の令和7～8年度の「連作障害回避の取組例」について

国の水田政策が令和9年度から見直され、水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金（水活）を作物ごとの生産性向上等への支援へと転換します。そのため、令和9年度以降は、「5年水張りの要件」は求められません。

また、令和7～8年度の「5年水張りルール」の見直しとして、次の要件のいずれかを行ったことが確認できれば、水稻作付けを行ったとみなされます。

①たん水管理（水張り）を1か月以上実施

②令和7年度または令和8年度に、**連作障害を回避する取組**を実施

いずれか

連作障害を回避する取組例

○土壌改良資材の施用※

○有機物（堆肥、もみ殻等を含む。）の施用

○後作緑肥の作付け

→ソルガム、ヘアリーベッチ、レンゲ等の作付け

○土壌に係る薬剤の散布（土壌伝染性病害の防除）

○病害虫抵抗性品種の作付け

※【土壌改良資材・有機物の例】

（県内の麦類栽培しおり・大豆栽培こよみより）

作物	資材名
麦類	ユーキ鉄ケイカル
	苦土石灰
	牛ふん堆肥

作物	資材名
大豆	苦土石灰
	牛ふん堆肥

※施用基準量はそれぞれのしおり・こよみを参考にしてください。

知って得する農業者年金

ポイント1

農業者なら誰でも入れる「終身年金」

●農業者年金の加入資格は3つだけ、農地の権利名義は不要

- ①年間60日以上農業に従事 ②65歳未満
- ③国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）（ただし、60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者）

●保険料の設定は自由、加入・脱退も自由

保険料は月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円の間で、千円単位で自由に決められいつでも見直しが可能です。さらに加入・脱退も任意のため、経営状況等に応じ柔軟な対応が可能です。（ただし、脱退一時金はなく、積立てた保険料は将来年金として受給できます）

●「終身」で年金を受給でき、万が一の場合は死亡一時金も

農業者年金は「終身年金」のため、一生涯、年金を受け取ることができます。

また、万が一、80歳前に死亡した場合は、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を死亡一時金として、要件を満たす遺族の方が受け取れます。（死亡一時金は非課税。加入期間等により、保険料払込額を下回る場合があります。）

試算表 ～農業者年金の受給額の試算～

加入年齢	納付期間	保険料額	保険料総額	年金額（年額）		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
20歳	40年	1万円	780万円	63万円	55万円	1,362万円	1,491万円
		2万円	960万円	83万円	73万円	1,791万円	1,961万円
30歳	30年	1万円	660万円	49万円	43万円	1,061万円	1,161万円
		2万円	720万円	55万円	48万円	1,189万円	1,301万円
40歳	20年	2万円	480万円	33万円	29万円	704万円	771万円
50歳	10年	2万円	240万円	15万円	13万円	314万円	343万円

※上のケースは、通常加入で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が1.35%となった場合の試算です。受給総額は65歳の時点で想定される平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

※運用利回りは、加入後の経済情勢により上下します。制度発足以降の22年間（令和5年度まで）の運用利回りの平均は、年率3.05%です。

※各金額は、単位未満を四捨五入により表示しています。

※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和7年度は1.35%となっています。

※保険料額1万円のケースについては、35歳未満は保険料月額1万円で加入し、35歳以降は2万円で加入した場合です。

詳しい年金
シミュレーションは
こちら➡



ポイント2

一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助

- 認定農業者かつ青色申告の方など、一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。（月額2万円のうち最大1万円、通算で最大216万円）
- 保険料の国庫補助分は、将来、経営継承をする等の一定の要件を満たせば、将来、特例付加年金として受給することができます。

ポイント3

税制面で大きな優遇措置

●保険料は全額社会保険料控除

支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。さらに、同一生計の家族分の保険料を支払っている場合、家族分も含めて控除の対象となります。

●保険料の運用益が非課税

一般の預貯金等の利子には約20%の税金がかかりますが、農業者年金の運用益は非課税です。

●将来年金として受け取る際も控除の対象

農業者年金として受け取った年金は、税制上、公的年金等控除の対象となります。

事務経費は国が負担しているため、払った保険料の全額が運用されます。

農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金

●専門相談員

TEL: 03-5919-0371

●企画調整室

TEL: 03-5919-0332

農業者年金と国民年金基金（旧みどり年金を含む）及び個人型確定拠出年金（イデコ）とは重複加入できませんのでご注意ください。